

委託業務仕様書

1. 業務名 市民ふれあい農園管理委託業務
2. 業務場所 豊橋市神野新田町地内
位置図、平面図（別紙1参照）
3. 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
4. 業務内容
 - (1) 除草 年4回 面積6,432m²
 - ①雑草の状況により抜取り、刈取り等の作業を年4回行うこと。
 - ②取り除いた雑草は速やかに資源化センターに運搬処理すると共に、除草後はきれいに清掃すること。
 - (2) 農園の管理状況確認
 - ①月に1回以上の農園の管理状況を確認し、適正な管理維持を図ること。
 - (3) 物品の修繕等
 - ①農具庫内の農具等破損した場合は、速やかに修繕し、必要な物品（消耗品）は購入すること。
 - (4) 利用者切り替え時の区画内整備
 - ①農園利用者の切り替えがあった場合、その区画を整備すること。
 - ②その時期については、別に指示するものとする。
 - (5) トイレ清掃
 - ①月に1回以上実施し、適正な管理維持を図ること。
 - (6) その他
 - ①除草により発生した廃棄物の処分費用（資源化センター投入料金）については、投入量に応じて業務完了時に精算する。
 - ②業務報告書を提出する際には、資源化センターより交付される計量伝票を添付するものとする。また、作業前、作業後の写真を添付すること。
 - ③業務に必要な器具・消耗品等はすべて受託者の負担とする。

5. 注意事項

(1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な維持管理を行うこと。

(2) 除草作業については以下を遵守すること。

①受託者は、現場着手前までに、除草作業にかかわる者に対し、作業マニュアル（例：近畿地方整備局 肩掛け式草刈機の安全対策マニュアル（案））による安全教育を実施すること。

②刈払機を使用する者は、現場着手前までに、平成12年2月16日付け基発第66号「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について」に基づく、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を受講すること。また、発注者から指示を受けた場合は、修了証を提示すること。

③前項の講習が受講できない場合は、発注者が同等と認める安全教育^{*}を実施し、報告すること。

(※「発注者が同等と認める安全教育」とは、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を受講したものが、刈払機を使用する者に対して同等の安全教育を行うことをいう。)

④除草作業を行う場合、現場を管理する作業責任者を常駐させること。また、作業責任者との連絡方法を発注者に報告すること。

⑤作業員名簿についてはあらかじめ現場着手前までに作成し、監督員から指示を受けた場合、速やかに提出すること。

⑥除草作業の際には、周辺の施設、車両、通行者及び住民に対して十分に気を配り、飛び石防止等の安全対策を講じること。

⑦建設工事保険等の加入について

- ・保険期間は着手日から完了検査の合格の日までとする。
- ・保険の種類は請負業者賠償責任保険（賠償責任の特約があるものを含む）とし、保険金受取人は受託者とする。
- ・保険契約後は証券の写しを提出すること。

(3) 業務の遂行にあたっては、事故の内容十分に注意すること。もし業務に関連し事故等が発生した場合は、速やかに発注者に報告すること。

(4) 仕様書に記載のない事項については豊橋市契約規則によるほか両者協議のうえ定める。

委託業務仕様書

1. 業務名 市民ふれあい農園管理委託業務
2. 業務場所 豊橋市石巻本町地内
位置図、平面図（別紙2参照）
3. 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
4. 業務内容
 - (1) 除草 年4回 面積1,959㎡
 - ①雑草の状況により抜取り、刈取り等の作業を年4回行うこと。
 - ②取り除いた雑草は速やかに資源化センターに運搬処理すると共に、除草後はきれいに清掃すること。
 - (2) 農園の管理状況確認
 - ①月に1回以上の農園の管理状況を確認し、適正な管理維持を図ること。
 - (3) 物品の修繕等
 - ①農具庫内の農具等破損した場合は、速やかに修繕し、必要な物品（消耗品）は購入すること。
 - (4) 利用者切り替え時の区画内整備
 - ①農園利用者の切り替えがあった場合、その区画を整備すること。
 - ②その時期については、別に指示するものとする。
 - (5) トイレ清掃
 - ①月に1回以上実施し、適正な管理維持を図ること。
 - (6) その他
 - ①除草により発生した廃棄物の処分費用（資源化センター投入料金）については、投入量に応じて業務完了時に精算する。
 - ②業務報告書を提出する際には、資源化センターより交付される計量伝票を添付するものとする。また、作業前、作業後の写真を添付すること。
 - ③業務に必要な器具・消耗品等はすべて受託者の負担とする。

5. 注意事項

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な維持管理を行うこと。
- (2) 除草作業については以下を遵守すること。
 - ①受託者は、現場着手前までに、除草作業にかかわる者に対し、作業マニュアル（例：近畿地方整備局 肩掛け式草刈機の安全対策マニュアル（案））による安全教育を実施すること。
 - ②刈払機を使用する者は、現場着手前までに、平成12年2月16日付け基発第66号「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について」に基づく、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を受講すること。また、発注者から指示を受けた場合は、修了証を提示すること。
 - ③前項の講習が受講できない場合は、発注者が同等と認める安全教育^{*}を実施し、報告すること。
（※「発注者が同等と認める安全教育」とは、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を受講したものが、刈払機を使用する者に対して同等の安全教育を行うことをいう。）
 - ④除草作業を行う場合、現場を管理する作業責任者を常駐させること。また、作業責任者との連絡方法を発注者に報告すること。
 - ⑤作業員名簿についてはあらかじめ現場着手前までに作成し、監督員から指示を受けた場合、速やかに提出すること。
 - ⑥除草作業の際には、周辺の施設、車両、通行者及び住民に対して十分に気を配り、飛び石防止等の安全対策を講じること。
 - ⑦建設工事保険等の加入について
 - ・保険期間は着手日から完了検査の合格の日までとする。
 - ・保険の種類は請負業者賠償責任保険（賠償責任の特約があるものを含む）とし、保険金受取人は受託者とする。
 - ・保険契約後は証券の写しを提出すること。
- (3) 業務の遂行にあたっては、事故の内容十分に注意すること。もし業務に関連し事故等が発生した場合は、速やかに発注者に報告すること。
- (4) 仕様書に記載のない事項については豊橋市契約規則によるほか両者協議のうえ定める。

委託業務仕様書

1. 業務名 市民ふれあい農園管理委託業務
2. 業務場所 豊橋市多米西町三丁目地内
位置図、平面図（別紙3参照）
3. 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
4. 業務内容
 - (1) 除草 年4回 面積991m²
 - ①雑草の状況により抜取り、刈取り等の作業を年4回行うこと。
 - ②取り除いた雑草は速やかに資源化センターに運搬処理すると共に、除草後はきれいに清掃すること。
 - (2) 農園の管理状況確認
 - ①月に1回以上の農園の管理状況を確認し、適正な管理維持を図ること。
 - (3) 物品の修繕等
 - ①農具庫内の農具等破損した場合は、速やかに修繕し、必要な物品（消耗品）は購入すること。
 - (4) 利用者切り替え時の区画内整備
 - ①農園利用者の切り替えがあった場合、その区画を整備すること。
 - ②その時期については、別に指示するものとする。
 - (5) トイレ清掃
 - ①月に1回以上実施し、適正な管理維持を図ること。
 - (6) その他
 - ①除草により発生した廃棄物の処分費用（資源化センター投入料金）については、投入量に応じて業務完了時に精算する。
 - ②業務報告書を提出する際には、資源化センターより交付される計量伝票を添付するものとする。また、作業前、作業後の写真を添付すること。
 - ③業務に必要な器具・消耗品等はすべて受託者の負担とする。

5. 注意事項

(1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な維持管理を行うこと。

(2) 除草作業については以下を遵守すること。

①受託者は、現場着手前までに、除草作業にかかわる者に対し、作業マニュアル（例：近畿地方整備局 肩掛け式草刈機の安全対策マニュアル（案））による安全教育を実施すること。

②刈払機を使用する者は、現場着手前までに、平成12年2月16日付け基発第66号「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について」に基づく、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を受講すること。また、発注者から指示を受けた場合は、修了証を提示すること。

③前項の講習が受講できない場合は、発注者が同等と認める安全教育^{*}を実施し、報告すること。

（※「発注者が同等と認める安全教育」とは、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を受講したものが、刈払機を使用する者に対して同等の安全教育を行うことをいう。）

④除草作業を行う場合、現場を管理する作業責任者を常駐させること。また、作業責任者との連絡方法を発注者に報告すること。

⑤作業員名簿についてはあらかじめ現場着手前までに作成し、監督員から指示を受けた場合、速やかに提出すること。

⑥除草作業の際には、周辺の施設、車両、通行者及び住民に対して十分に気を配り、飛び石防止等の安全対策を講じること。

⑦建設工事保険等の加入について

- ・保険期間は着手日から完了検査の合格の日までとする。
- ・保険の種類は請負業者賠償責任保険（賠償責任の特約があるものを含む）とし、保険金受取人は受託者とする。
- ・保険契約後は証券の写しを提出すること。

(3) 業務の遂行にあたっては、事故の内容十分に注意すること。もし業務に関連し事故等が発生した場合は、速やかに発注者に報告すること。

(4) 仕様書に記載のない事項については豊橋市契約規則によるほか両者協議のうえ定める